

食品安全委員会（第６９４回会合）議事概要

日 時：平成３０年４月２４日（火） １４：００～１５：０４

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：佐藤委員長ほか ６名出席

傍聴者：報道 １名、行政機関 ５名、一般 ８名

議事概要

（１）福井内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）挨拶

→他の公務のため欠席となった。

（２）ＢＳＥ対策に関する調査結果等について

→厚生労働省及び農林水産省から報告

本日の報告内容等について、事務局からプリオン専門調査会へ報告を行うこととした。また、本件について次回の調査結果等が取りまとめ次第、委員会へ報告を求めることとなった。

（３）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬 １０品目

- | | |
|--------------|---------------|
| [１] イソピラザム | [２] ジフェノコナゾール |
| [３] シメコナゾール | [４] スピネトラム |
| [５] スピロテトラマト | [６] トリホリン |
| [７] ビフェナゼート | [８] ピリオフェノン |
| [９] マンデストロビン | [１０] メタフルミゾン |

（厚生労働省からの説明）

→担当の吉田委員から説明。

農薬「イソピラザム」、「スピネトラム」については、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があることから農薬専門調査会において審議することとなった。

農薬「ジフェノコナゾール」、「スピロテトラマト」、「トリホリン」、「ピリオフェノン」、「マンデストロビン」、「メタフルミゾン」及び「シメコナゾール」については、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められないことから、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改定する事となった。

農薬「ビフェナゼート」については、農薬専門調査会において調査審議することとなった。

・ 農薬及び動物用医薬品 1 品目
ペルメトリン

→厚生労働省から説明。

農薬及び動物用医薬品「ペルメトリン」については、平成24年5月24日に評価要請の説明がなされていることから、併せて審議することとし、まず先に農薬専門調査会で審議を行った後に、動物用医薬品専門調査会で調査審議することとなった。

・ 動物用医薬品 1 品目
フルララネル
(厚生労働省からの説明)

→厚生労働省から説明。

動物用医薬品「フルララネル」については、動物用医薬品専門調査会において審議することとなった。

(4) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について

・「ブロムフェノホス」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の吉田委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を動物用医薬品専門調査会に依頼することとなった。